

埋蔵文化財試掘調査報告 XX

香川県内遺跡発掘調査

平成19年3月

香川県教育委員会

例　　言

1. 本書は香川県教育委員会が平成18年度国庫補助事業として実施した香川県内遺跡発掘調査の概要報告書である。
2. 平成18年度の調査対象は、国道建設、県道建設、その他の県事業、県営農政事業である。国道事業は、国道32号・国道438号である。県道建設・改良事業は、丸亀詫問農浜線（多度津西工区）・多度津丸亀線（奥白方工区）・多度津丸亀線（丸亀工区）、太田上町志度線（太田工区）、徳島引田線である。その他の県事業は、内海ダム・高瀬川・府中湖である。県営農政事業は、経営体育成整備事業（山田地区）・経営体育成整備事業（北地区）・農村振興総合整備事業（引田地区）、県営ため池等整備事業（南池）・県営ため池等整備事業（政所池）・広域農道整備事業（西讃南部地区）である。
3. 調査は香川県教育委員会事務局文化行政課　主任　山下平重、文化財専門員　信里芳紀が担当した。
4. 本書の執筆と編集は信里が担当した。
5. 本書の挿図の一部には国土交通省国土地理院発行の2万5千分の1地形図と2千5百分の1国土基本図を使用した。
6. 調査の実施にあたっては、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所、香川県土木部道路課、香川県高松土木事務所、香川県中讃土木事務所、香川県西讃土木事務所、香川県土木部河川砂防課、香川県水道局建設管理課、香川県農政水産部土地改良課、香川県農政水産部農村整備課、香川県東讃土地改良事務所、香川県中讃土地改良事務所、香川県西讃土地改良事務所、県内の各市町教育委員会、その他地元関係各位及び香川県埋蔵文化財センターの協力を得た。

目 次

第1章 平成18年度香川県内遺跡発掘調査事業の実施に至る経緯 1

第2章 国道バイパス等建設予定地内の調査

(1) はじめに	4
(2) 調査の概要	
1. 国道32号（綾歌バイパス）建設事業（岡田地区）	4
2. 国道438号道路改修事業（飯山工区）	7

第3章 県道建設予定地内の調査

(1) はじめに	9
(2) 調査の概要	
1. 丸亀託間豊浜線道路改築事業（多度津西工区）	9
2. 多度津丸亀線道路改修事業（奥白方工区）	13
3. 多度津丸亀線道路改修事業（丸亀工区）	17
4. 太田上町志度線道路改築事業（太田工区）	19
5. 徳島引田線道路改築事業	23

第4章 県事業予定地内の調査

(1) はじめに	25
(2) 調査の概要	
1. 内海ダム再開発事業	25
2. 広域基幹高瀬川改修工事	34
3. 府中湖崩壊防止工事	36

第5章 農政事業等予定地内の調査

(1) はじめに	43
(2) 調査の概要	
1. 経営体育成基盤整備事業（山田地区北地区）	43
2. 農村振興総合整備事業（引田地区）	48
3. ため池等整備事業（南池）	51
4. ため池等整備事業（政所池）	53
5. 広域農道整備事業（西讃南部地区）	55

第1章 平成18年度香川県内遺跡発掘調査事業の実施に至る経緯

香川県教育委員会（以下、「県教委」という）は、国民共有の貴重な文化遺産である埋蔵文化財の適切な保護を図るために、昭和58年度以来、過去20回にわたり国庫補助事業として遺跡詳細分布調査及び遺跡発掘調査を実施してきた。

昭和61年度から開始した遺跡詳細分布調査は、昭和63年以降、県道建設事業や県営は場整備事業を調査対象に加え、平成5年度以降ではさらにその他の県事業も加えて、国・県主体の開発事業に伴う適切な埋蔵文化財の把握と保護に努めてきた。平成7年度には、整備が急がれている四国横断自動車道（津出～引田間）建設予定地内の分布調査を実施し、広大な大型事業にも随時対応を図っている。さらに平成8年度には、県内全域の埋蔵文化財包蔵地を対象として種々の開発事業に対する事前の調整を図ることを主眼に置き、事業名を「香川県内遺跡発掘調査事業」に変更し継続して分布・試掘調査を中心に事業を遂行している。

平成18年度は従前の調査方法を踏襲し、国道事業、県道事業、県事業及び県営農政事業等予定地を対象として事業を実施した。事業の実施概要としては、昨年度末に国・県等の事業課に将来3年間（平成18～20年度）の事業計画を照会し、回答のあった事業に対し、遺跡地図と照合した結果を表1のとおり回答した。その後、回答結果に基づいて関係各課と協議を重ねながら、必要なものについて分布・試掘調査等を実施し、事業実施前に埋蔵文化財の保護に係る必要な協議資料を得てきるものである。

なお、事業実施機関は香川県教育委員会事務局文化行政課で、今年度の体制は下記のとおりである。

香川県教育委員会文化行政課	総括	課長	三谷雄治
		課長補佐	中村楨伸
		課長補佐	藤好史郎
総務	副主幹	河内一裕	
	副主幹	谷 主昌	
	主任	林 照代	
	主事	脇 悠介	
埋蔵文化財	主任	山下平重	
	文化財専門員	信里芳紀	

(回答様式)

区分	埋蔵文化財包蔵状況及びその取扱い要領
A	事業予定地内に周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しているため事業実施前のできるだけ早い段階で、その取扱いについて当課と協議願います。
B	事業予定地内に周知の埋蔵文化財包蔵地が隣接しているため事前に当課が当該地の分布調査等を実施しますので御協力願います
C	事業予定地及びその周辺に埋蔵文化財包蔵地は所在しませんが事業面積が広大であるため、事前に当課が当該地の分布調査等を実施しますので御協力ください。
D	工事実施中に出土品の出土等により新たに遺跡と認められらものを発見した場合には、文化財保護法第97条第1項の規定による遺跡発見通知を当該市町教育委員会に提出するとともに、その取扱いについて当課と協議願います。
史A	事業予定地は史跡・名勝・天然記念物指定地内に含まれるため、現状変更許可が必要です。については、事前にその取扱いについて当課と協議願います。

(遺跡台帳及び地図との照合結果)

事業区分	史A	A	B	C	D	合計
国事業関連	1	7	9	0	45	62
県道事業関連	2	8	24	8	153	195
その他県事業関連	7	5	34	7	223	276
農業事業関連	0	9	4	3	73	89
合計事業数	10	29	71	18	494	622

表1 平成18年度対象事業取扱い一覧



図1 調査地位置 (番号は表2に対応する)

区分	番号	原 因	所 在 地	面積 (m ²)	調査期 間	遺跡名	種 別	認 識	内 容	保護措置
国道事業	1	国道32号(複数バイパス)道路改 良工事	九鬼市穂波町岡田上 葉	280.7	18.5.24	18.5.30~ 6.1	後王遺跡	集落	古墳・中 世	記録保存予定
	2	国道438号(板山工区)道路改築事 業	九鬼市板山町東坂元	44.0	18.8.18	18.8.28, 29	東坂元秋常遺跡	集落	古墳・中 世	記録保存予定
	3	県道九鬼院開拓線(多度津西工 区)道路改築事業	仲多度郡多度津町西口 方	225.0	18.8.25	18.9.4~ 9.8	西白方瓦谷遺跡	集落	弥生・古 墳	記録保存予定
	4	県道多度津丸龜線(奥白方工区) 道路改修工事	仲多度郡多度津町奥白 方	64.5	18.8.18	18.9.11	-	-	-	事前の保護措置不要
県道事業 民工事	5	多度津丸龜線(丸龜工区)道路改 修工事	丸龜市津森町	26.0	18.6.26	18.7.3	-	-	-	事前の保護措置不要
	6	県道太田上町虎度線(太田工区) 道路改築事業	高松市多肥上町	245.0	18.5.9	18.10.11~ 10.18	多肥平塚遺跡	集落	古墳・古 代	記録保存予定
	7	黒瀧熊野引田線緊急地方道路整備 事業	東かがわ市引田	77.0	18.10.6	18.10.25	-	-	-	事前の保護措置不要
	8	内海ダム平野免事業	小豆郡小豆島町神鑑浦	311.9	-	18.5.15, 16, 18, 25	荒神遺跡	集落	弥生	保存協議中
県事業	9	広瀬基幹高瀬川改修工事	三豊市高瀬町上勝間	52.0	18.7.25	18.8.2	-	-	-	事前の保護措置不要
	10	府中崩壊防止工事	綾歌郡綾川町陶	114.1	18.8.23	19.1.9~ 1.19	庄屋原1~4号 塙跡	生産遺 跡	古代	保存協議中
	11	経営体質改善整備事業(山田 北地区)	綾歌郡綾川町山田下	120.0	18.11.22	18.11.28~ 12.4	西末町遺跡 本村北塙 井手上遺跡	集落・ その他 の墓	弥生・中 世	現状保存、一部記録 保存予定
	12	農振興総合整備事業(引田地区)	東かがわ市引田	70.0	18.9.21	18.12.19~ 12.21	-	-	-	事前の保護措置不要
農政事業	13	県営ため池等整備事業(柿池地区)	三豊市川本町辻	100.0	-	18.11.20	櫻谷塙跡	生産遺 跡	古墳	記録保存
	14	県営ため池等整備事業(段所地 区)	高松市香南町吉光	201.0	-	18.10.23	条里跡	-	古代	記録保存
	15	広瀬島整備事業(西瀬戸部地区)	綾音寺市栗井町	62.0	18.4.14	18.8.21~ 8.22	藤山古墳群	古墳群	古墳	記録保存

表2 香川県内遺跡発掘調査統括表

第2章 国道バイパス等建設予定地内の調査

(1) はじめに

国道バイパス等建設に伴う埋蔵文化財の保護については、これまで県教育委員会と国土交通省香川河川国道事務所及び県土木部道路課との間で適宜協議を行い、その適切な保護に努めてきた。今年度も国道32号（綾歌バイパス）について、国土交通省と継続的に調整を行い、丸亀市綾歌町岡田地区で試掘調査を実施した。国道32号（綾歌バイパス）の一部で埋蔵文化財包蔵地を確認し、保護措置が必要と判断した。一方、国道438号について、県土木部道路課と継続的に協議を実施し、試掘調査を実施した。その結果、飯山工区の昨年度に確認した埋蔵文化財包蔵地の範囲が広がることが判明し、保護措置が必要と判断した。

(2) 調査の概要

国道32号（綾歌バイパス）道路改良工事

（位置と経緯）

調査対象地は、1～9トレンチを設定した俊正地区と、10～12トレンチの重永地区の大きく二箇所に分かれる。俊正地区は段丘上及び段丘斜面、重永地区は段丘上が対象地となる。

（調査の結果及びまとめ）

俊正地区では、段丘斜面に設定した2, 7, 9トレンチを中心にお構・遺物を確認している。2, 7トレンチの柱穴は、平面形が隅丸方形に近いことや出土遺物から推測して、古墳時代から古代期の所産と見られる。また、7トレンチの2基の柱穴（S P 01, 02）は、組み合うことにより掘立柱建物を構成すると考えられる。9トレンチでは、平面形態から土坑墓と考えられる遺構を確認しており、掘立柱建物以外の集落を構成する遺構が広がる可能性が高い。

段丘上面や段丘斜面の他のトレンチにおいては、小溝を中心とした遺構が確認されたものの、後世の



図2 調査地位置（「普通寺」）

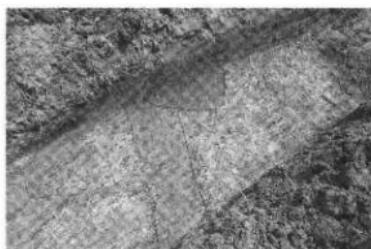


写真1 2トレンチ 溝・柱穴検出状況

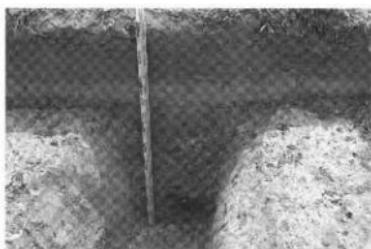


写真2 10トレンチ 溝検出状況

番号	規模(m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
1	18×1.4	溝1, 柱穴1	須恵器片	トレンチ東部には0.6m程の造成土が見られるが、西部では、耕作土直下で地山層に達する。削平顯著。
2	30×1	溝2, 柱穴2	須恵器片・サヌカイト片	地表面から0.2~0.4mで地山層の黄褐色粘土に達するが、トレンチ南部を中心に遺物包含層が見られる。古墳時代後期から古代と考えられる柱穴及び溝を確認。
3	12×1	溝1	-	耕作土及び床土直下の深さ0.3mで地山層に到達。トレンチ北部で小溝を検出。削平顯著。
4	10×1	-	-	地表面から0.6m程の造成土があり、その下位の旧耕作土直下で地山層を検出。削平顯著。
5	10×1.5	-	-	耕作土及び床土直下の深さ0.4mで地山層に到達。削平顯著。
6	12×1.5	溝1	須恵器片・土師質土器片	地表面から0.5mで地山層に達する。トレンチ北部で小溝を検出しているが、顯著な削平を受けていると見られる。
7	10×1.5	柱穴2, 溝1, 落ち込み	黒色土器片, 土師質土器足釜片	地山層は南東方向へ傾斜し、浅谷状の地形を呈する。谷の埋没土には12世紀の黒色土器が含まれる。トレンチ北部で古墳時代後期から古代と考えられる柱穴2基を検出。柱穴は組み合いで、掘立柱建物を構成するものと見られる。
8	22×1.5	溝1, 柱穴1	須恵器片	トレンチ東部の約1mの造成土から推測して、かなりの地形改変を受けていると見られる。トレンチ西部で小規模な溝と柱穴を確認。
9	18×1.5	溝1, 土坑墓1	須恵器片	耕作土及び床土直下で地山層に達する。トレンチ北部で溝、南部で土坑墓を確認。土坑墓には、古墳時代後期の須恵器が含まれる。
10	15×1	溝1	-	耕作土及び床土直下で地山層に到達。トレンチ南部で確認した溝(S D01)は、地山層に由来したブロック土で埋め戻されており、遺物を含んでいない。
11	31×1	溝3, 柱穴1	-	地山層は東へ向かって傾斜しており、トレンチ東部での深度は0.6mを測る。小規模な南北方向の溝を中心とした遺構を確認。
12	33×1.5	溝4, 柱穴1	-	トレンチ東部及び中央部で溝を検出。S D03は10トレンチでのS D01に繋がるものと見られる。

表3 トレンチ一覧

削平行為によって多くの遺構が亡失したものと考えられる。

重水地区では、少数の溝を中心とした遺構を確認しているが、柱穴がごく少数に留まることや、溝内に土器等の遺物が殆ど含まれないことから見て、集落本体から離れた生産域としての土地利用が想定できよう。

以上の結果から、図示する範囲について、既に周知している修正（としまさ）遺跡の範囲に含め、文化財保護法に基づく保護措置が必要である。

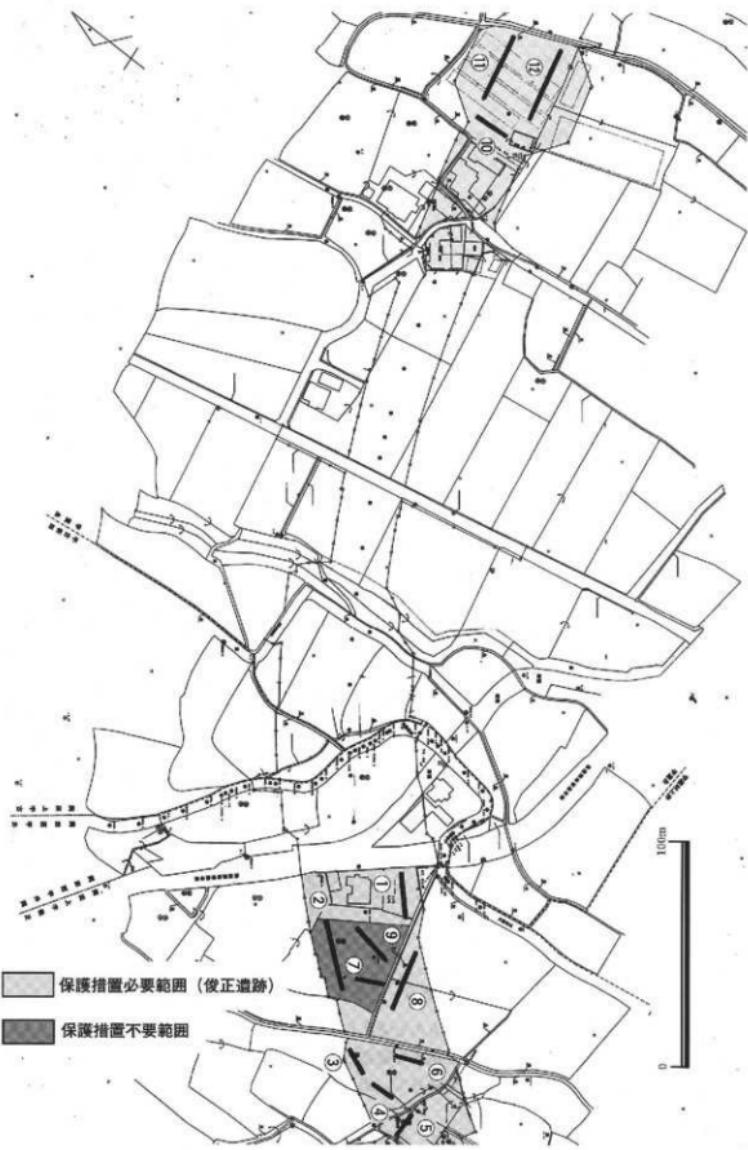


図3 トレンチ配置図

国道438号道路改修事業（飯山工区）

（位置と経緯）

国道438号の飯山工区は、現道拡幅となる飯野山東麓の区間と、バイパスとして飯野山南側から旧綾歌町岡田地区へ抜ける区間が計画されている。

今年度の調査対象地は、周知の埋蔵文化財包蔵地である東坂元秋常遺跡に隣接している。試掘調査は、東坂元秋常遺跡の広がりを確認することを主たる目的として実施した。

（調査の結果とまとめ）

1トレンチは、堆積状況から浅谷状の窪地と見られ、古代から中世にかけて水田や畠地等として利用されていたと考えられる。2、3トレンチでは柱穴を中心とした集落遺構を多く確認した。出土遺物や埋没土の特徴から見て、古代以前と中世に属する柱穴と考えられる。これらは、東坂元秋常遺跡で確認されている遺構と同時代に属するものであることから、2、3トレンチの箇所まで同遺跡の範囲が広がると判断できる。

以上の結果から、図示する範囲について、東坂元秋常遺跡の範囲に含め、文化財保護法に基づく保護措置が必要である。



図4 調査位置（「丸亀」）



写真3 1トレンチ 谷地形検出状況



写真4 2トレンチ 全景

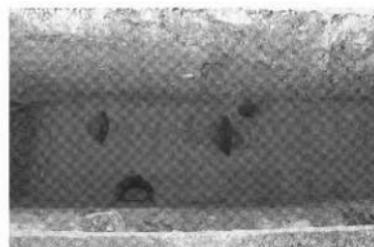


写真5 2トレンチ 遺構検出状況



写真6 3トレンチ 全景

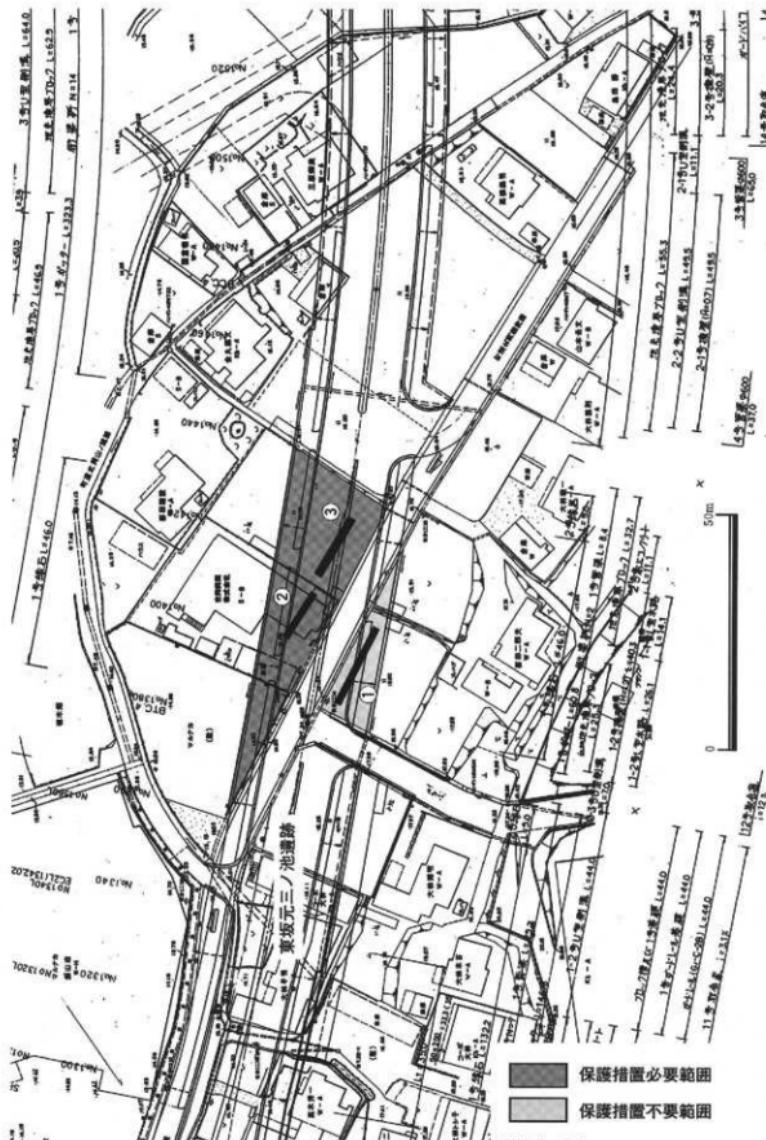


図5 トレンチ配置図

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
1	18×1	土坑1	須恵器・土師器	地表面から、約0.4mを測る耕作土と床土があり、これより下位は旧耕作土と見られる灰色系の粘土層が連続して見られる。旧耕作土中には、古代から中世までの遺物を含む。トレンチ南部で、近世と見られる大型土坑を検出。
2	11×1	柱穴7	土師質土器	地表面から、約0.9mを測るコンクリート及び造成土を経て、黄灰色粘土の地山層に至る。トレンチ西部を中心とする柱穴群を検出。柱穴の埋没土は、黒褐色粘土と灰色シルトの二者が見られ、後者からは土師質土器片が出土した。
3	15×1	柱穴3、溝1	土師質土器、楔形石器	地表面から、約0.3mで地山層に到達。トレンチ東部で溝、東部から中央部にかけて柱穴を検出。溝及び柱穴からは、土師質土器が出土していることから、中世期を中心としたものと見られる。

表4 トレンチ一覧

第3章 県道建設予定地内の調査

(1) はじめに

県教委では昭和63年度より、大規模なバイパス建設予定地を中心とした県道予定地の試掘調査を国庫補助事業に含めて適宜協議してきた。平成7年度以降は、県道拡幅等の道路改良事業等も調査対象に含め、実施している。県道事業に関しては県内4か所の土木事務所との協議により、埋蔵文化財の保護措置を図っており、今年度は6路線について用地買収終了箇所の試掘調査を行った。

(2) 調査の概要

丸亀詫問豊浜線道路改修工事（多度津西工区）

（位置と経緯）

調査対象地は、丸亀平野西部を流れる弘田川の河口に位置する。調査対象地は、昨年度新規に確認された西白方瓦谷遺跡に隣接している。樹木等の存在から、試掘調査を実施できなかった範囲を対象として、確認行為を実施した。

（調査の結果及びまとめ）

1, 2, 4, 5, 11トレンチの丘陵緩斜面では、弥生・古墳時代の竪穴住居を中心とした集落に関わる遺構を多く確認した。竪穴住居には、2トレンチで確認された弥生後期の多角形住居を含み、広範囲に竪穴住居が分布している状況が窺える。6トレンチの箇所は、明確な遺構が確認されなかつたが、遺物包含層の存在や周辺のトレンチの様相から判断し



図6 調査地位置（「普通寺」）

て、竪穴住居等の遺構が存在する可能性が高い。

より高位に位置する3, 7, 8トレンチでは、遺構・遺物ともに希薄であった。急斜面であることなどから見て、集落が存在している可能性は低い。

10トレンチで確認された谷地形の埋没土には、弥生土器・須恵器等の一定量の遺物が含まれている。これらは、隣接する集落から廃棄されたものと考えられよう。

対象地付近は、加冕羅津と呼ばれ、津に関わる伝承がある地域であり、海上交通と関わりの深い集落が広く存在しているものと見られる。

以上の結果から、図示する範囲について、西白方瓦谷遺跡の範囲に含め、文化財保護法に基づく保護措置が必要である。



写真7 1トレンチ 竪穴住居検出状況

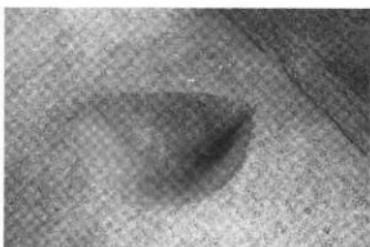


写真8 1トレンチ 柱穴1検出状況



写真9 2トレンチ 竪穴住居検出状況



写真10 3トレンチ 溝・土坑検出状況



写真11 4トレンチ 竪穴住居検出状況



写真12 11トレンチ 竪穴住居検出状況

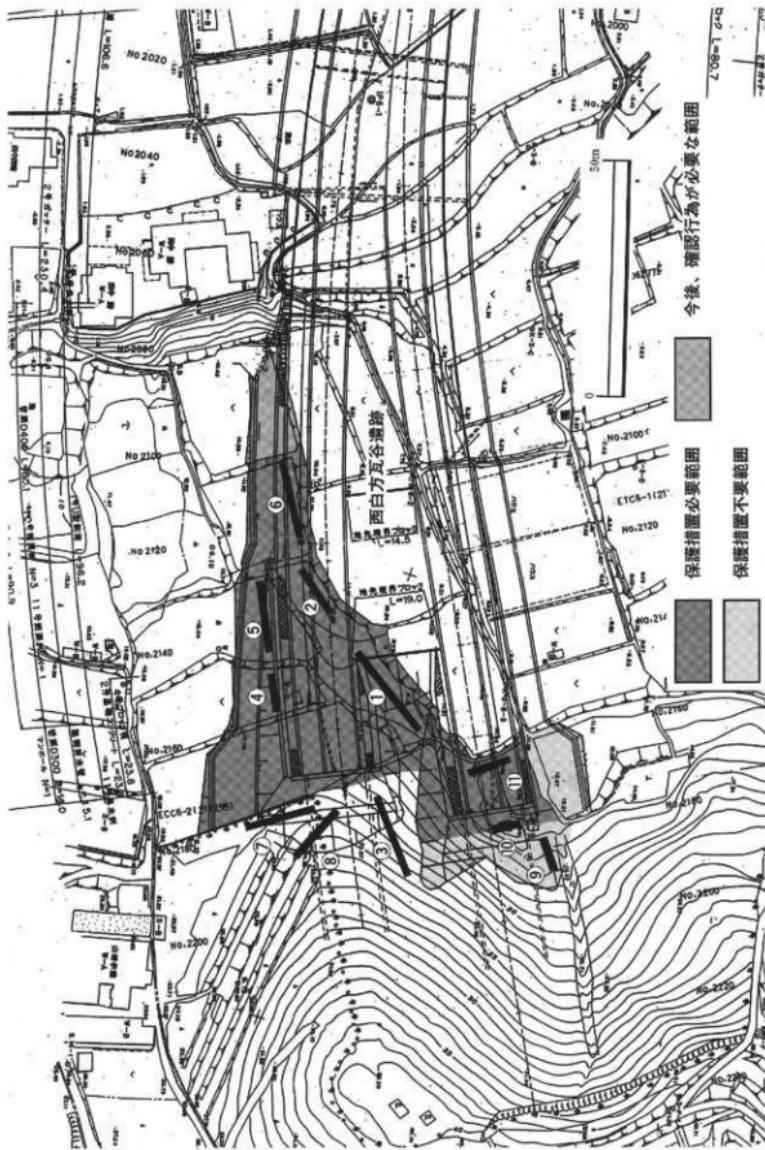


図7 トレンチ配置図

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
1	21×1.5	竪穴住居1, 土坑2, 柱穴5, 溝2	弥生土器, 須恵器	地表面下0.5mで地山層である花崗岩風化粘土に到達。トレンチ西部を中心として、竪穴住居や柱穴群を検出。大型の柱穴から弥生土器が出土しており、倉庫等の大型掘立柱建物が存在していると見られる。
2	11×1.5	竪穴住居1, 溝1, 柱穴3	弥生土器, 須恵器	地表面下0.5~0.7mで地山層である花崗岩風化粘土に到達。地山層は東へ向かって傾斜しており、トレンチ中央部を中心として、竪穴住居等の遺構を検出。竪穴住居のコーナーが鈍角であることから、多角形住居である可能性が高い。
3	18×1.5	土坑1, 柱穴1, 溝2	弥生土器	地表面下0.6mで地山層である黄灰色粗砂に達する。地山層は、西から東へ傾斜する。トレンチ東部で柱穴や溝を検出。出土遺物は見られないが、埋没土の特徴から近代の所産である可能性が高い。
4	7×1.5	土坑1, 柱穴1, 溝1	弥生土器	地表面下0.4mで地山層である黄灰色粗砂に達する。トレンチ中央部において黒褐色粘土で埋没する土坑や溝を検出。溝からは、弥生時代後期初頭の土器が出土した。
5	15×1.5	竪穴住居2, 溝1, 柱穴1	弥生土器	地表面下0.4~1.0mで地山層である花崗岩風化粘土に到達。地山層は東へ向かって傾斜しており、トレンチ東部では厚さ1m程の造成土の下位で2棟の竪穴住居を検出。竪穴住居からは、弥生後期土器が出土。
6	18×1.5	包含層	弥生土器, サヌカイト片	地表面下、0.5~0.8mで地山層に到達。地山層は東へ向かって傾斜しており、トレンチ東半分を中心として、弥生土器やサヌカイト片を含む包含層が存在している。
7	15×1.5	-	弥生土器	地表面下0.3~0.5mで地山層である花崗岩風化粘土に到達。地山層は、果樹園造成に伴って大きく擾乱を受けている。
8	13×1.5	-	-	地表面下0.2mで地山層である花崗岩に到達。遺構・遺物なし。
9	7×1.5	-	須恵器	地表面下0.5mで地山層である褐色粘土に到達する。表土層直下で須恵器片が少量出土しているが、この他に遺構・遺物は見られない。

10	16×1.5	谷地形1	弥生土器、須恵器、サヌカイト片	トレンチ全体が谷地形に相当する。谷地形の埋没土には、弥生土器等の遺物が含まれる。
11	9×1.5	竪穴住居1、柱穴2	弥生土器、須恵器、サヌカイト片	地表面下0.4mで地山層である黄色粘土に到達。地山層は南へ向かって傾斜しており、トレンチ北部を中心に溝・柱穴を検出。SD01は、直角に折れ曲がることから、竪穴住居の壁溝と考えられる。

表5 トレンチ一覧

多度津丸龜線道路改修工事（奥白方工区）

（位置と経緯）

調査対象地は、觀音堂川によって形成された高位段丘面に位置している。地形から考えて、集落遺跡等の検出に主眼をおいて試掘調査を実施した。調査対象地は2か所に分かれ、それぞれI区、II区と呼称する。また、I区は、平成18年2月に試掘調査を実施している。

（調査の結果及びまとめ）

I区 調査の結果、2トレンチにおいて遺構が確認されている。検出遺構は中世後半期の遺物を含む3条の溝を主体としているが、2トレンチ西部や3トレンチでは果樹園造成に伴って地山層が大きく削平を受けており、面的な遺構の広がりは確認できない。果樹園造成に伴う削平によって、大半の遺構が滅失した可能性が高い。

II区 2～4トレンチには、厚い造成土が存在しており、果樹園造成に伴って大規模な地形変容を受けているものと見られる。2、3トレンチにおいて小規模な溝を検出しているが、出土遺物は見られない。埋没土の特徴から判断して、近世以降の所産と思われる。

以上の結果から、今回の調査対象範囲については、文化財保護法に基づく保護措置は不要である。



図8 調査位置（「普通寺」）

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
1	6×1	包含層、落ち込み1	土師質土器、須恵器、瓦片	地表面から0.5m程の耕作土及び灰色系粘土を経て、地山層である灰褐色粘土に至る。トレンチ東部で深さ0.1m程の浅い落ち込みを検出。地山層直上に見られる灰色粘土から、土師質土器を主体とした遺物が出土した。
2	9×1	柱穴1、溝3	土師質土器	地表面から0.6m程の果樹園に伴う造成土があり、その下位の0.1m程の褐色粘土を経て地山層に至る。地山層は、東へ向かって傾斜しており、トレンチ西部では黄褐色粗砂、東部では灰色粘土から構成される。遺構の埋没土は、すべて灰褐色粘土であり、中世後半期の土師質土器を含む。
3	9×1	包含層	土師質土器	地表面から、0.7m程の果樹園に伴う造成土が見られた後、0.2m程の褐灰色粘土を経て、地山層に至る。褐灰色粘土から、少量の土師質土器が出土した。
4	11×1	-	土師質土器	地表面から、0.4m程の耕作土・床土が見られ、0.5m程の灰色粗砂・青灰色粘土を経て、地山層である灰褐色粗砂に至る。地山層上面の青灰色粘土から、土師質土器片が出土した。
5	6×1	-	-	地表面から、0.6m程の耕作土・床土直下の地山層に至る。

表6 I区トレンチ一覧

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
1	10×1.5	-	-	地表面下0.5mで地山層である黄色灰色粘土に到達。遺構・遺物なし。
2	12×1.5	-	溝1	地表面下1mで地山層である黄灰色粘土に到達。地山層上面には、畑地造成に伴う厚い造成土が存在しており、大規模な地形改変を受けていると見られる。
3	9×1.5	-	溝1	2トレンチと同じ。深度0.9m。
4	12×1.5	-	-	2トレンチと同じ。深度1.2m。

表7 II区トレンチ一覧

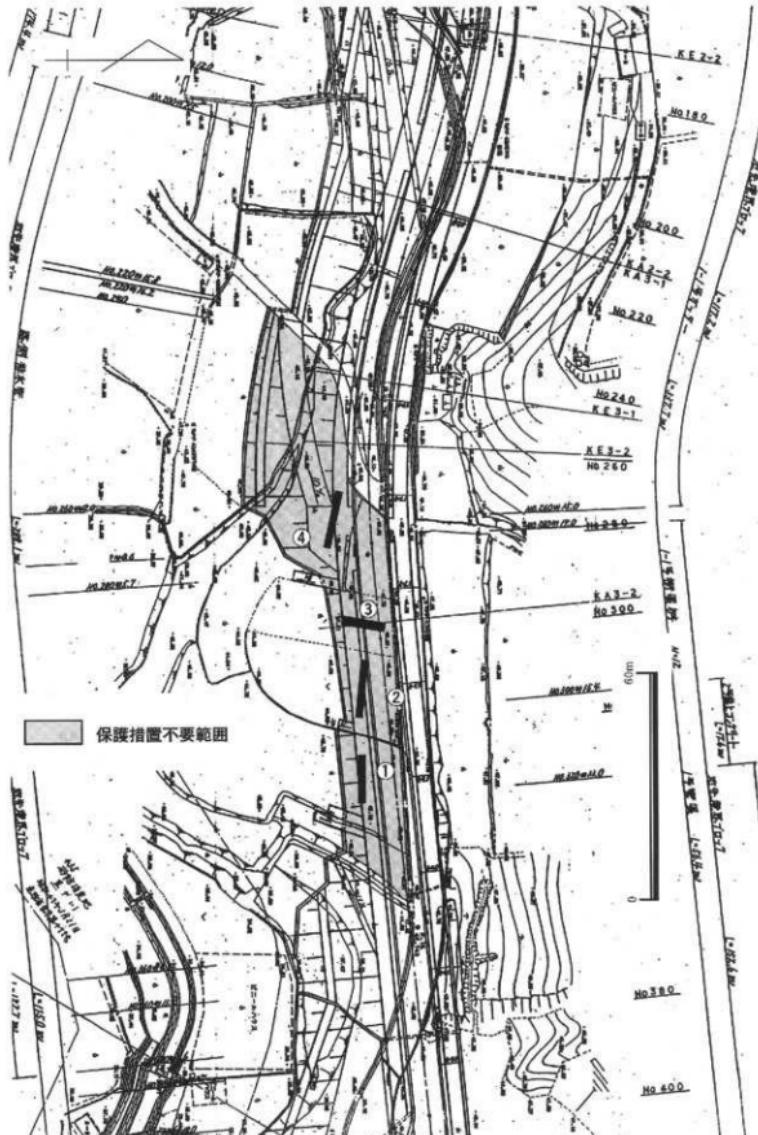


図9 トレンチ配置図（I区）

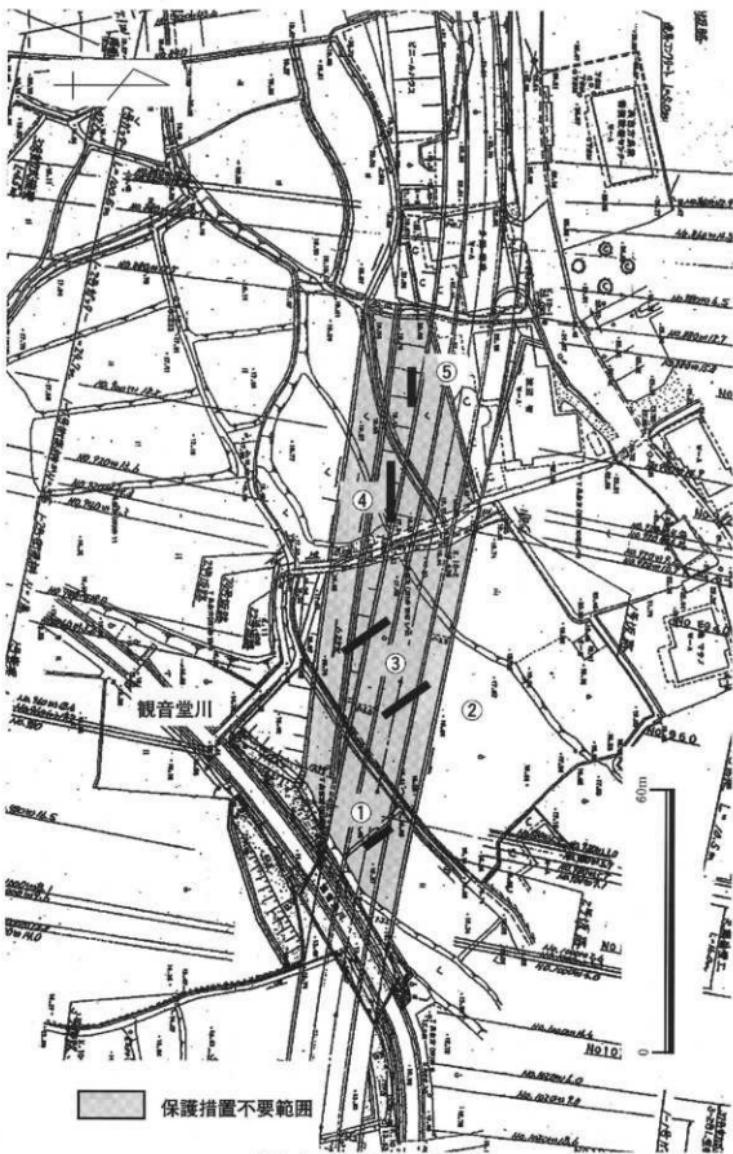


図10 トレンチ配置図 (II区)



写真13 I区 1トレンチ 全景



写真14 II区 2トレンチ 溝検出状況

多度津丸亀線道路改修工事（丸亀工区）

(位置と経緯)

本事業は、多度津町と丸亀市の市街地南部を結ぶバイパスとして計画されている。調査対象地は、周知の埋蔵文化財包蔵地である津森位遺跡に隣接している。

(調査の結果及びまとめ)

1トレンチは、地山層がまりある礫層から構成されることから見て、微高地（旧中州）と考えられる。遺物包含層などの間層が存在していないことから、遺構面は削平を受けていると考えられる。2トレンチは、微高地縁辺部に相当すると見られる。旧河道を検出したが遺物は含まれていなかった。

以上の結果から、図12に示す範囲について、文化財保護法に基づく保護措置は不要である。



図11 調査地位置 (「丸亀」)

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
1	14×1	-	-	地表面下0.7mで地山層である礫層に到達。遺物包含層などの間層が見られないことから、地山層上面は削平を受けていると見られる。
2	12×1	旧河道 1	-	地表面下0.9mで地山層である黄褐色粘土に到達。トレンチ西部で深さ0.2m程の旧河道を検出。旧河道の埋没土には遺物を含んでいない。

表8 トレンチ一覧

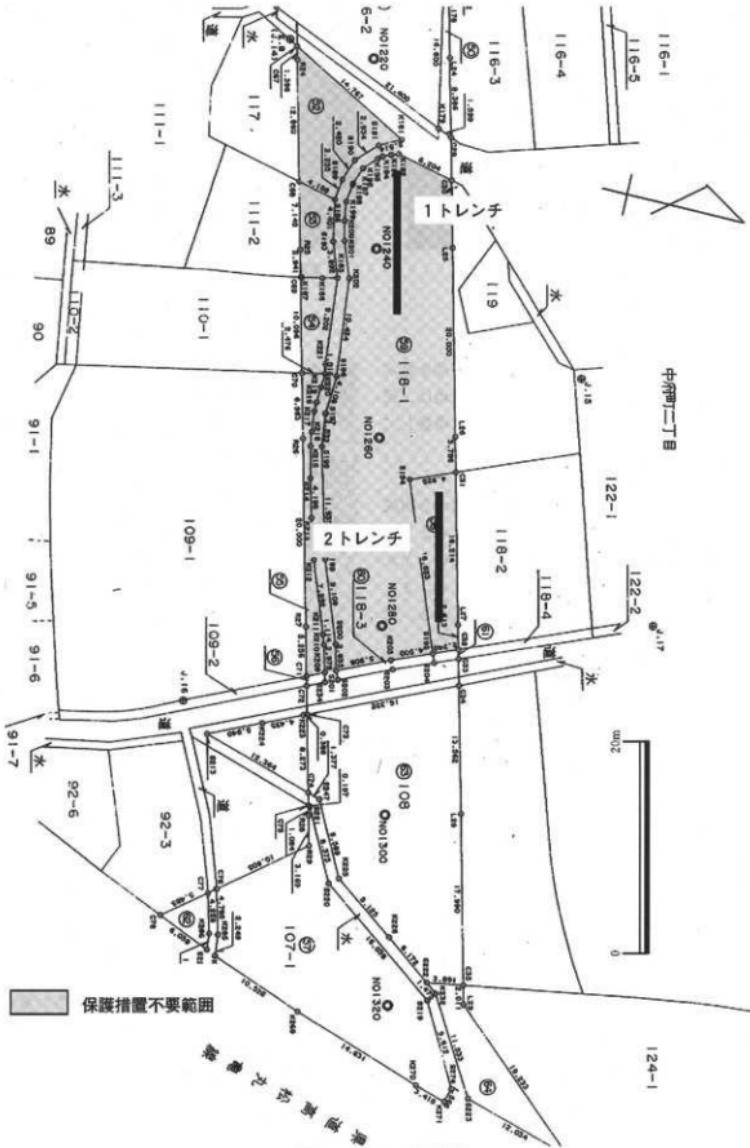


図12 トレンチ配置図



写真15 1トレンチ 全景



写真16 2トレンチ 旧河道検出状況

太田上町志度線

(位置と経緯)

本事業は、インテリジェントパーク付近から、国道193号までの区間で計画されている。昨年度より高松土木事務所と協議を行い、用地取得が完了した部分から試掘調査を実施してきた。今年度は、高松土木事務所西側の県道中徳三谷高松線との交差点から西側の約20,000m²を対象地として試掘調査を実施した。また、対象地は条里型地割が良好に残る扇状地であり、南から北へ緩やかに下る現地形を考慮して、原則的に東西方向のトレンチを設定し包蔵状況の確認を行った。

(調査の結果及びまとめ)

基本的に各トレンチにおける地山層は砂礫によって構成されている。2, 3, 5, 7, 10, 11トレンチでは、耕作土のほぼ直下において砂礫層が現れる状況から見て、微高地（旧中州）と考えられる。これらのトレンチではほとんど遺構が確認されないことが見て、後世の削平を被っていると見られる。

地山層までの深度が比較的深い4, 6, 8, 9トレンチの箇所は、微高地間における低地に相当すると見られ、柱穴や土坑などの遺構が残存している。

13トレンチの箇所は、現状で帯状の凹地となっており、旧河道の存在を予測していたが、古代期の須恵器を含む大溝が確認された。大溝は、微高地縁辺部に掘削された灌漑水路と考えられよう。

以上の結果から、図示する範囲について多肥平塚（たひひらづか）遺跡として、事業実施に先立ち文化財保護法に基づく保護措置が必要である。



図13 調査地位置 (「高松南部」)

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
1	42×1	柱穴6, 土坑1	弥生土器, 土師質土器	地表面下0.5~0.65mで地山層に達する。地山層は、トレンチ西部では灰色シルト、東部では砂礫層となる。トレンチ西部で中世段階と見られる柱穴群を確認。
2	19×1	溝3, 旧河道1	弥生土器, 須恵器	地表面下0.9mで地山層に至る。地山層は砂礫~粗砂から成り、トレンチ西部に向かって傾斜している。
3	24×1	溝2, 旧河道1	弥生土器, 須恵器, 瓦質土器	地表面下0.6~0.7mで地山である砂礫層に到達。トレンチ西部で旧河道、東部で2条の溝を検出。条里坪界溝と見られる溝1には近世の土器が含まれる。これより時期的に遡る溝は確認できない。
4	16×1	土坑1, 落ち込み1	弥生土器, 須恵器	地山層は浅黄色シルトから成り、トレンチ東部に向かって傾斜している。トレンチ西部で黒褐色粘土で埋没する土坑1基、東部で弥生土器、須恵器を含む落ち込みを確認。
5	21×1	-	-	耕作土のはば直下で地山層の砂礫が露出する。削平顯著。
6	16×1.3×1	土坑1, 溝1, 旧河道1	弥生土器, 須恵器, 土師器	地山層は砂礫層であり、トレンチ東部に向かって緩やかに傾斜している。トレンチ東部は旧河道となり、旧河道上面から古墳時代の土坑1が振り込まれている。
7	20×1	-	-	耕作土のはば直下で地山層の砂礫が露出する。削平顯著。
8	14×1	柱穴1, 旧河道1	弥生土器, 須恵器	地表面下0.7mで地山層に到達。トレンチの大半が旧河道となる。旧河道上面で中世段階と見られる柱穴が見られる。旧河道には、一定量の弥生土器が含まれる。
9	8×1	柱穴1, 旧河道1	弥生土器, 須恵器	トレンチ西部で旧河道を検出。旧河道上面で、灰色シルトで埋没する柱穴1基確認。
10	23×1	-	須恵器	耕作土のはば直下で地山層の砂礫が露出する。削平顯著。
11	6×1	-	-	耕作土のはば直下で地山層の砂礫が露出する。削平顯著。
12	6×1	-	-	耕作土のはば直下で地山層の砂礫が露出する。削平顯著。
13	27×1	大溝2, 柱穴2, 落ち込み1	須恵器, 土師器	地山層はトレンチ西部で砂礫、東部では黄灰色シルトとなる。トレンチ東部で暗灰色シルト、黒褐色粘土で埋没する大溝を検出。大溝中には、古代期の須恵器を含む。

表9 トレンチ一覧



写真17 1トレンチ柱穴群 検出状況

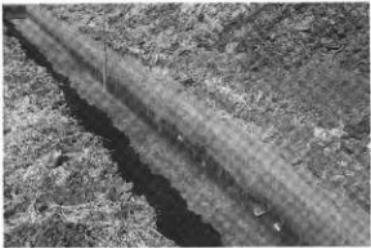


写真18 8トレンチ旧河道検出状況

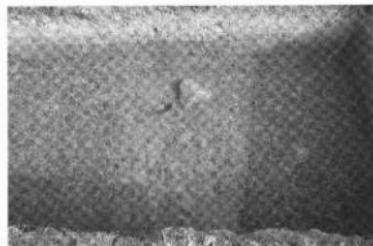


写真19 6トレンチ土坑1検出状況

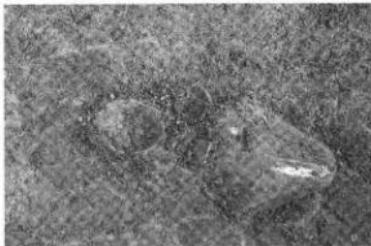


写真20 6トレンチ土坑1遺物出土状況



写真21 13トレンチ全景

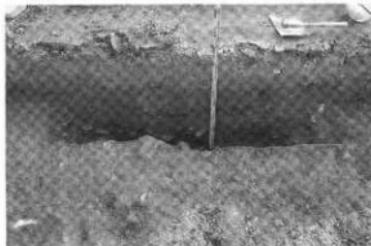


写真22 13トレンチ 大溝1検出状況



写真23 13トレンチ大溝1遺物出土状況



写真24 13トレンチ落ち込み1遺物出土状況

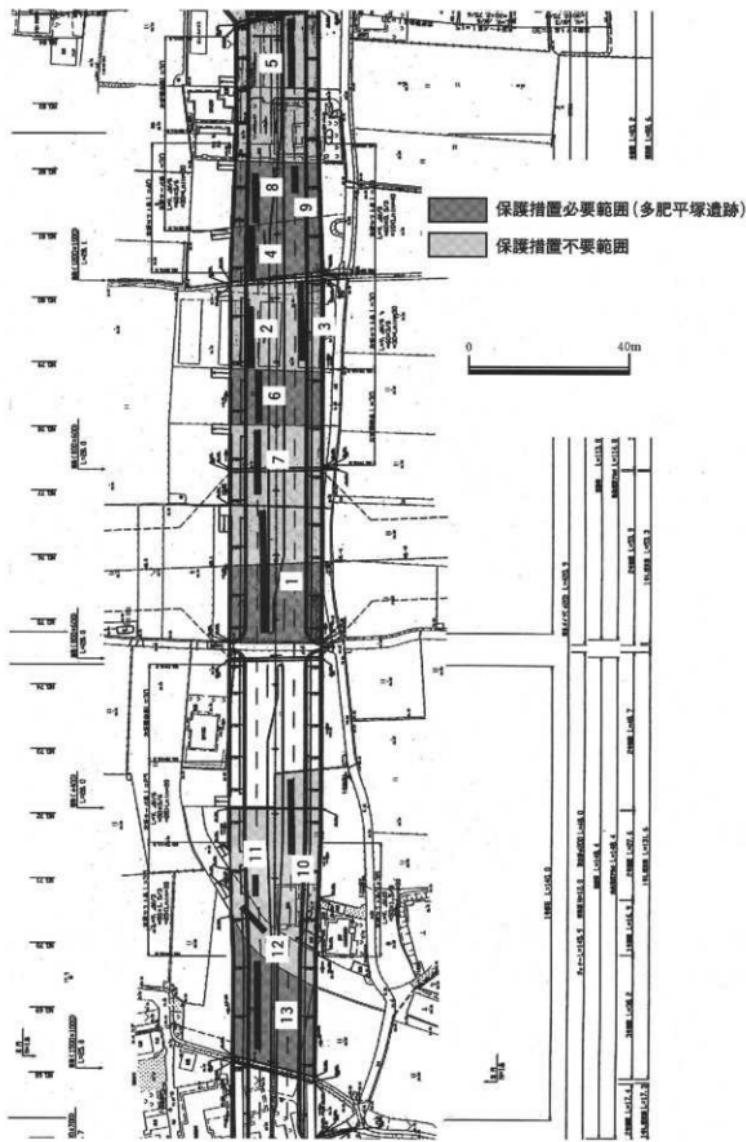


図14 トレンチ配置図

徳島引田線

(位置と経緯)

調査対象地は、条里型地割が良好に残る矮小な谷底平野である。昨年度より、本路線における埋蔵文化財の取扱いについて香川県長尾土木事務所と協議を開始し、用地取得が完了した箇所から試掘調査を実施することで合意した。

(調査の結果とまとめ)

各トレンチにおける堆積状況や地山層の状態から、調査対象地は低湿な土地条件であったと見られる。中世後半期の土器片が少量見られることから、周辺に集落の存在が示唆されるものの、水田等の耕作地としての土地利用が行われていたと考えられよう。

以上の結果から、今回の調査対象範囲について、文化財保護法に基づく保護措置は不要である。



図15 調査地位置（「引田」）

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
1	10×1	—	管状土錐	灰色粗砂を地山層とし、その上位に湿地状態を示す厚い粘土層が見られる。
2	20×1	—	—	暗灰色粘土を地山層とする。 遺構・遺物なし。
3	22×1	—	—	2トレンチと同じ。深度0.6m。遺構・遺物なし。
4	5×1	—	—	2トレンチと同じ。深度0.6m。遺構・遺物なし。
5	20×1	—	土師質土器	暗灰色粘土を地山層とする。地山層上面の湿地性の堆積物から、中世後半期の土師質土器が出土した。

表10 トレンチ一覧



写真25 5トレンチ全景



写真26 5トレンチ堆積状況



図16 トレンチ配置図

第4章 国・県事業予定地内の調査

(1) はじめに

今年度の県道を除く県事業で試掘調査を実施したものとして、内海ダム再開発事業、広域基幹高瀬川改修、府中湖崩壊防止工事がある。内海ダム再開発事業と広域基幹高瀬川改修工事は県河川砂防課、府中湖崩壊防止工事については、県水道局建設管理課と事前協議を実施した。

(2) 調査の概要

内海ダム再開発事業

(位置と経緯)

県河川砂防課は、別当川の治水対策や安定した水源確保の図ることを目的として、内海ダム再開発事業を計画している。事業予定地内に埋蔵文化財包蔵地は所在していないものの、事業範囲が広大であることから、早期に試掘調査を実施することで河川砂防課と合意した。

試掘調査対象地は、1~12, 15~18トレンチを設定した荒神地区（土捨場予定地）と13, 14トレンチの柴中地区（堤体建設予定地）に分かれる。荒神地区は、谷地形における緩斜面地、柴中地区は丘陵頂部から斜面地が対象地となる。

(調査のまとめ結果)

荒神地区では、1, 2, 16, 17トレンチを中心として遺構・遺物を検出している。出土遺物から、いずれも弥生時代中期後半から後期前半を中心とした造構であり、2, 16トレンチで竪穴住居が見られる。2トレンチでは、複数の竪穴住居が重複した状態で確認されており、集落中心部の様相を示している。

また、造構が確認された地山面の上位には、多量の弥生土器を含む厚い遺物包含層が存在しており、17トレンチの谷部の埋没土中には、隣接する2トレンチの竪穴住居群から投棄されたと見られる多量の弥生土器を検出した。

荒神地区的他のトレンチは、斜面地や埋没谷に相当すると見られ、大型の花崗岩の転石を含む土石流堆積物が多く確認されていることから、集落や関連遺構の存在する可能性は低いと言える。

柴中地区は、分厚い造成土や丘陵頂部のフラットな現況から、かなりの削平及んでいることが想定される。丘陵斜面地における遺構の存在も確認できない。

以上の結果から、図示する範囲について、荒神（こうじん）遺跡として文化財保護法に基づく保護措置が必要である。

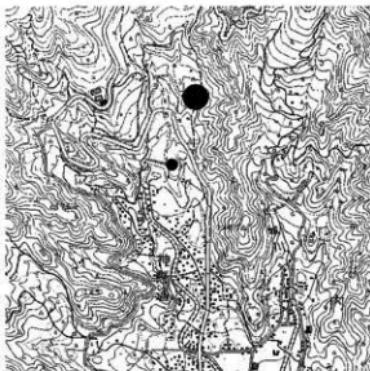


図17 調査位置（「草壁」）

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
1	14×1.2	溝1, 柱穴7	弥生土器, サヌカイト片 コンテナ1／2箱	地表面から0.8m下位に弥生土器片を多く含む包含層があり、1.1mで黄灰色粘土の遺構面に到達する。トレンチ全域において弥生土器片を含む溝及び柱穴群を確認した。
2	11×2	竪穴住居4, 土坑1, 柱穴2	弥生土器, サヌカイト片 コンテナ1／2箱	地表面から1.1m下位に弥生土器片を多く含む包含層があり、1.5mで黄灰色粘土の地山層に到達。トレンチ全域で竪穴住居を確認した。竪穴住居には、弥生土器片が含まれる。
3	-	-	弥生土器 少量	湧水の為、掘削中止。弥生土器片は、表土層直下で出土。
4	18×1.5	溝1	-	表土層の直下0.3mで地山層である黄灰色粗砂に到達。水田造成に伴って、削平を受けている可能性が高い。トレンチ東端付近で小規模な溝を1条確認。
5	16×1.5	-	-	表土層の下位は、水成堆積の粗砂層と粘土層である。トレンチ全域が開析谷に相当すると見られる。深度1.2m。
6	8×1	-	-	5トレンチ同様、表土層の下位は、開析谷の堆積土である粗砂で満たされる。深度1.3m
7	18×1.5	-	-	トレンチ西半分が開析谷となる。深度1m。
8	24×1	-	-	トレンチ全体が開析谷に相当する。開析谷の埋没土には、大型の花崗岩礫が多く含まれる。深度1～1.5m。
9	20×1	-	-	トレンチ東半分で開析谷を検出。深度0.5～1.4m。
10	16×1	-	-	地表面から0.6m下位に旧表土層、0.8mで地山層である花崗岩風化土に到達。深度0.8m。
11	16×1.5	-	-	人為的な盛土層と旧表土層を経て、地山層である黄灰色粘土に到達。深度1.2m。
12	10×1.5	-	-	表土層下は、人為的な盛土層と土石流による堆積土である。深度1.3m。
13	8×1	-	-	トレンチ東部は地表面下位に1m程の客土層があり、西部は表土直下で花崗岩風土に到達。丘陵頂部はかなりの削平を受けており、客土層はそれに伴って生成されたものと見られる。
14	6×1	-	-	トレンチ西部では、1.2mの客土層が見られ、東部では表土直下で花崗岩風化土に達する。客土層は、町道建設時のもの見られる。丘陵斜面にも遺構・遺物は確認できない。

15	10.1×1.5	-	弥生土器 少量	地表面より0.4m下位に弥生土器片を含む黒褐色粗砂が部分的に見られるが、地山層上面に遺構は確認できない。深度1.4~1.5m。
16	16×1.2	竪穴住居1	弥生土器・サヌカイト片 コンテナ1箱	地山層は、黄灰色粗砂と黄褐色粘土から成り、西へ向かって傾斜している。トレンチ東部で竪穴住居と見られる方形の遺構を確認。地山層直上には、多量の弥生土器を含む包含層が層厚0.3~0.5m程見られる。
17	9.5×1.5	土器溜り	弥生土器・サヌカイト片 コンテナ1箱	地表面から0.3m下位に弥生土器の包含層がある。包含層は、層厚0.7mを測り2層に分かれるが、トレンチ中央部では弥生土器が集中する箇所が認められる。地山層が東へ向かって傾斜することから、小規模な開析谷の堆積土の中に投棄された遺物群と判断できる。
18	17×1.5	柱穴1	弥生土器 少量	地表面から0.4m下位に弥生土器を少量含む層厚0.3~0.5mの包含層がある。地山層は西へ向かって傾斜しており、中央部で柱穴1基、西端部で落ち込みを検出した。

表11 トレンチ一覧



写真27 調査対象地（荒神地区）全景



写真28 1トレンチ溝1断面

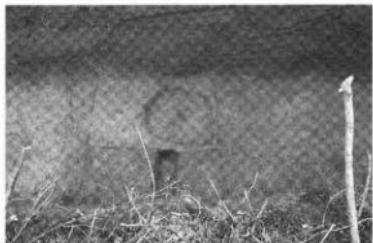


写真29 2トレンチ竪穴住居検出状況



写真30 16トレンチ竪穴住居検出状況



図18 トレンチ配置図

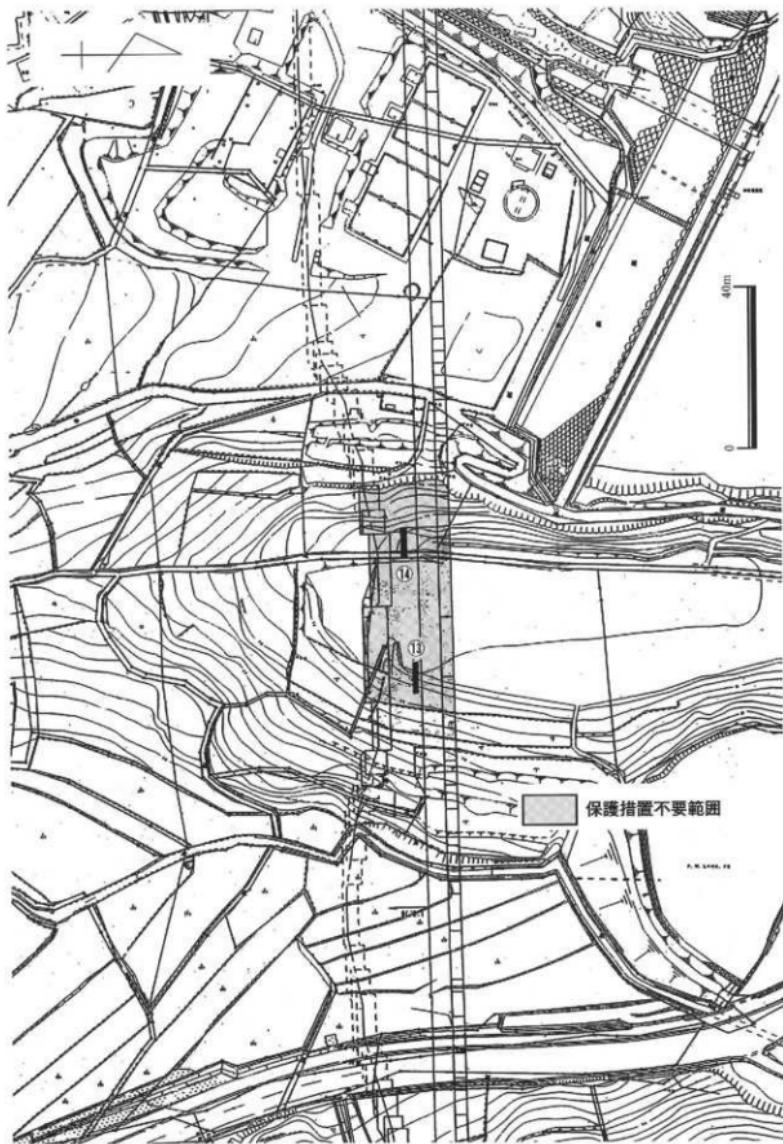


図19 トレンチ配置図 その2

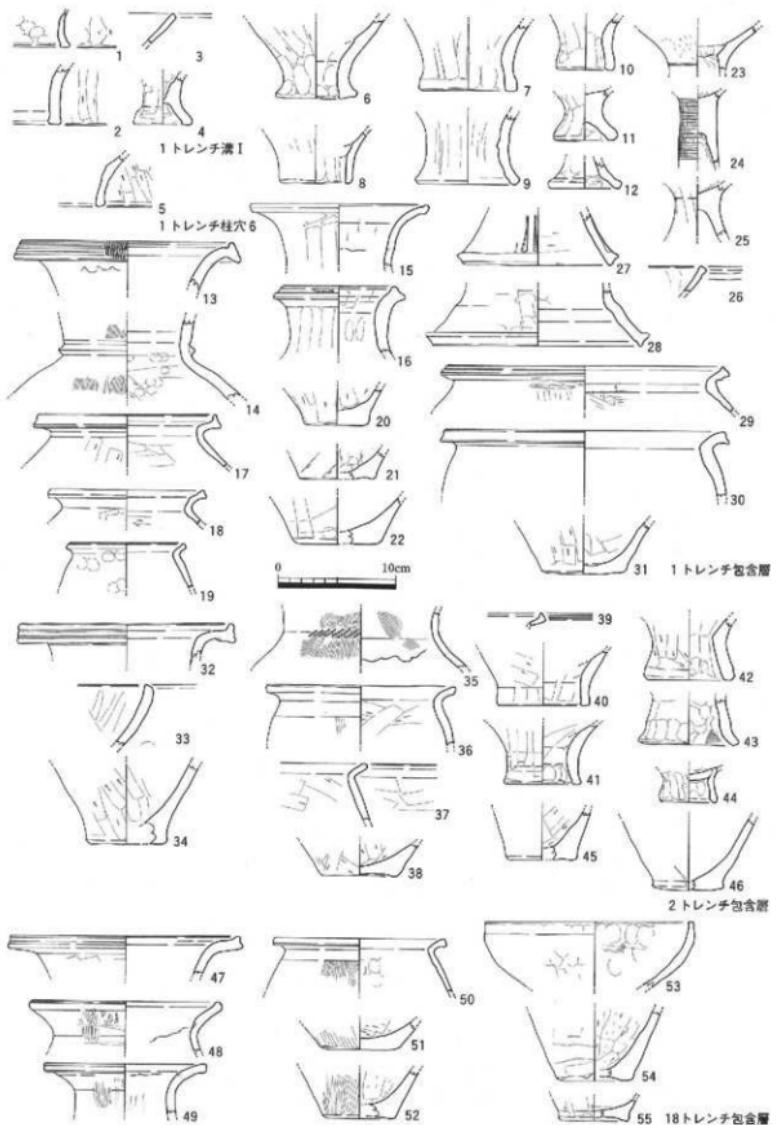


図20 出土遺物 その1

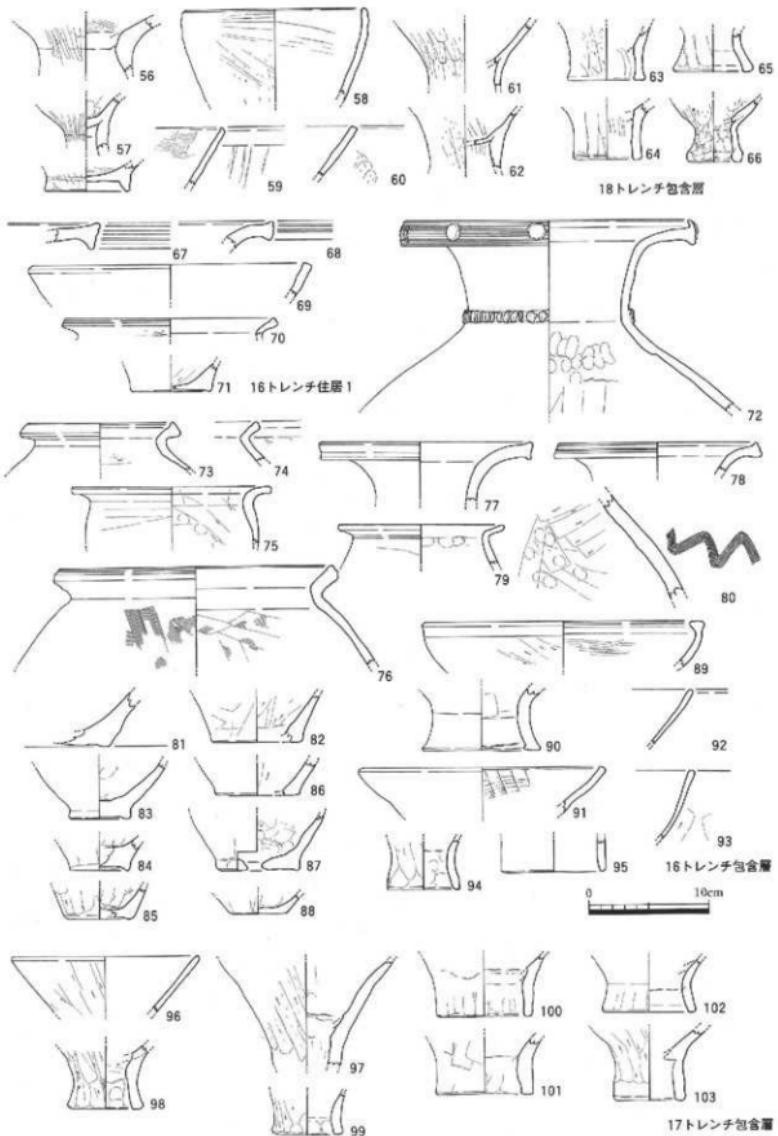


図21 出土遺物 その3

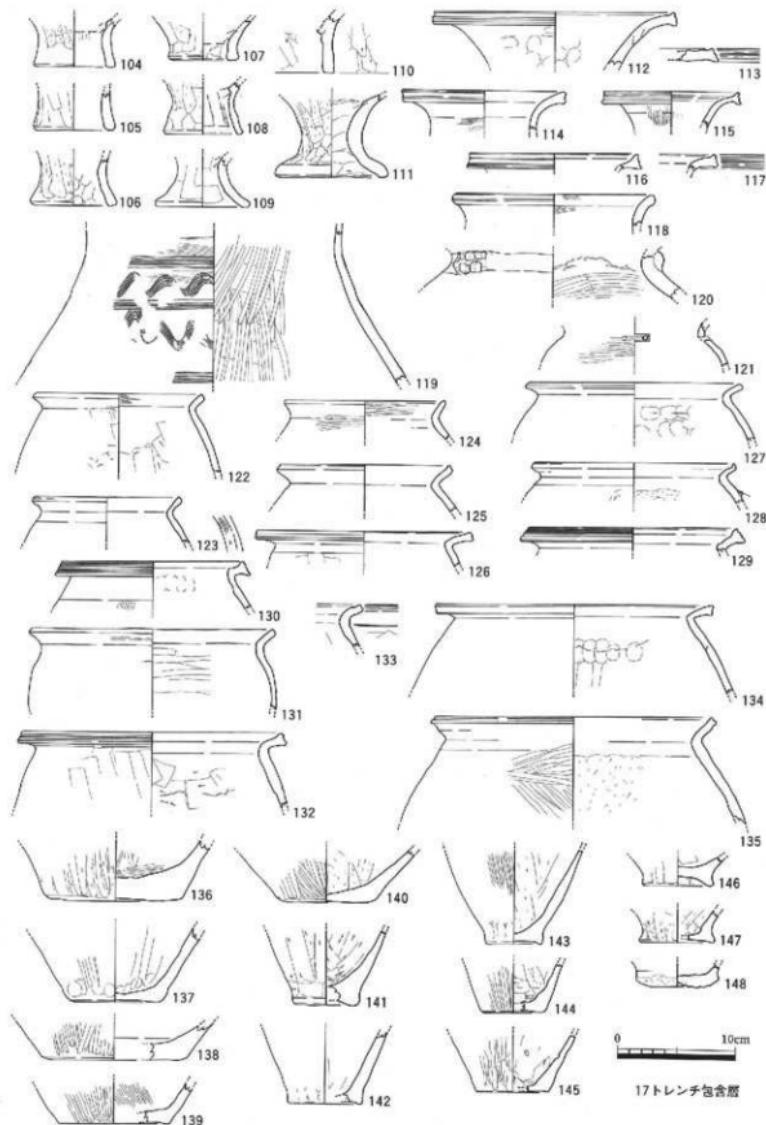


図22 出土遺物 その3

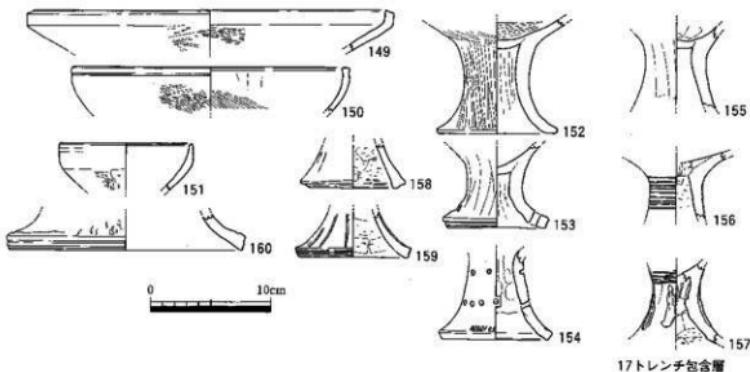


図23 出土遺物 その4

(出土遺物の特徴とまとめ)

各トレンチの出土遺物は、包含層出土資料が大半を占めるため、弥生中期中葉から後期前半にかけての時間幅をもつものとなっている。1・16トレンチで確認した住居や柱穴などの平面遺構は中期後葉に属するものであるが、遺物量から推測して上記の期間集落が営まれたものと捉えることができる。

円線文期であるにも関わらず、器壁が厚く、口縁部の横ナデもあり発達したものが見られない。壺底部付近にケズリ調整を顯著にとどめ、胸部外面の縦ミガキを省略するものが目立つ。当該期の高杯脚部に発達する透かしや凹線による加飾もあまり見られない。これらの特徴は、小豆島における地域差として抽出することが可能である。

製塙土器は、形態上の個体差が著しい。脚部の形態を見ると、中期後半段階に特徴的な筒状を呈するものが大半を占めるが、厚手で短く脚端部が外反するものが一定量含まれる。壺と壺の様相と同じく時間幅を表すものかもしれないが、中期後半段階でのバリエーションである可能性もある。

胎土では、ほぼすべての土器中に角閃石が多く含まれ、隣接する栗地遺跡の出土土器にも同様の胎土が確認できる。これまで高松平野等に同様の胎土をもつ土器群が知られていたが、同平野における中期中葉から末葉の土器群で、角閃石を多く含む胎土をもつものは確認されていない。形態的にも四国島側の土器群との差異が指摘できることから、今回の調査で出土した角閃石を含む土器群は、小豆島内で生産されたものと捉えることが可能である。かなり特徴的な胎土であることから、今後、小豆島内の発掘調査の進展とともに、生産地や流通範囲が明らかになるとと考えられる。

広域基幹高瀬川

(位置と経緯)

調査対象地は、矢ノ岡遺跡の隣接地である。香川県西讃土木事務所は、下流より継続的に改修事業を実施しているが、今回の協議範囲については、高瀬川に隣接しながらも氾濫原面特有の地割の乱れた状況や段丘崖が確認できない箇所であることから、集落遺構の存在を想定して試掘調査を実施した。

(調査の結果とまとめ)

調査の結果、各トレンチにおける砂層の堆積から、調査対象地全城が氾濫原面と判断された。また、砂層上面に見られる約1mに及ぶ厚い造成土の存在から、近年に基盤整備等の土地区画整理が行われている可能性が高い。その際に、氾濫原面特有の地割の乱れや、段丘崖が消滅し現在の景観に至っていると見られる。



図24 調査地位置（「仁尾」）

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
1	15×1	-	-	地表面から層厚0.1m程の耕作土と造成土があり、これより下位はラミナが認められる細砂～粗砂層となる。砂層の堆積状況から、トレンチ全体が氾濫原面と判断できる。
2	13×1	-	-	1トレンチと同じ
3	14×1	-	-	1トレンチと同じ
4	10×1	-	-	地表面から、層厚0.4m程の耕作土があり、これより下位はラミナが認められる粗砂層となる。1～3トレンチで見られた造成土は見られないが、粗砂層の存在から、トレンチ全体が氾濫原面と見られる。

表12 トレンチ一覧



写真31 2トレンチ全景



写真32 3トレンチ堆積状況

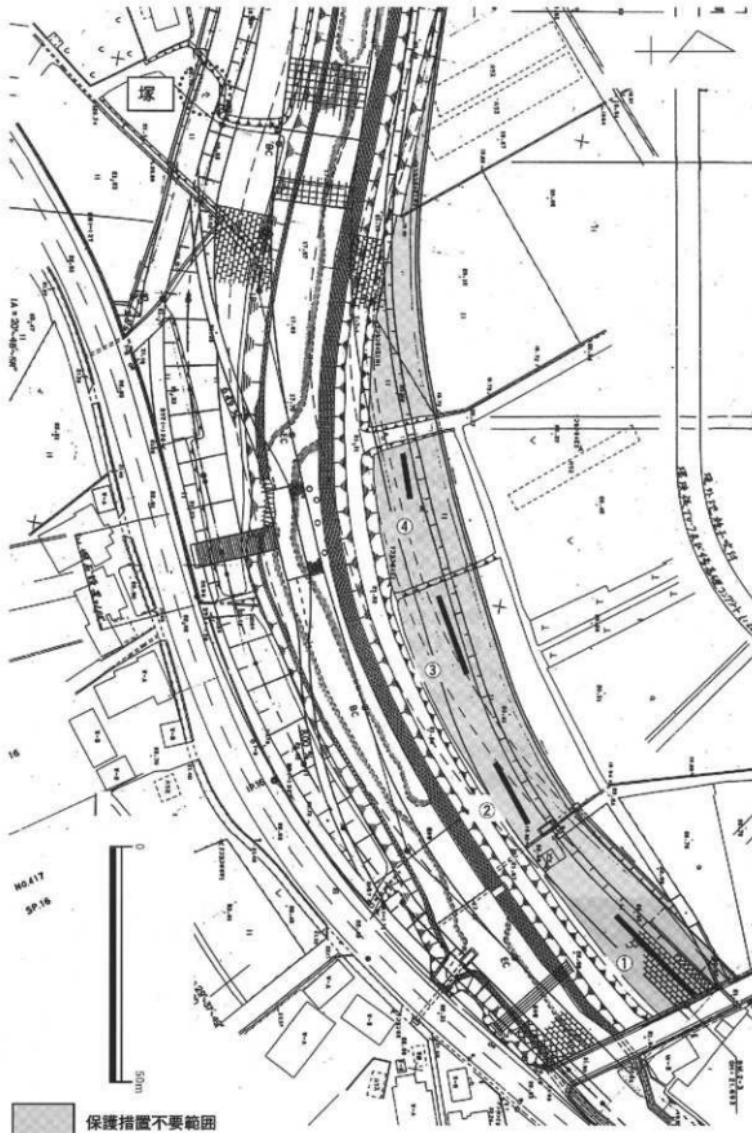


図25 トレンチ配置図

以上の結果から、今回の調査対象範囲については、文化財保護法に基づく保護措置は不要である。また、高瀬川を挟んだ調査対象地南側には、上面に五輪塔が認められる直径3m程の塚が存在していることから、用地買収が完了した段階で確認行為が必要である。

府中湖崩壊防止工事（第3・4工区）

(位置と経緯)

府中湖は、工業用水を主たる利用目的としているが、波浪による湖岸の侵食が認められている。県水道局は、湖岸の崩壊防止を目的とした護岸工事を実施してきており、それに伴う埋蔵文化財保護については適宜協議を実施してきた。第3・4工区については、庄屋原1～4号窯跡が所在することから、確認調査を実施し、保存協議資料を得ることとなった。

(調査の結果とまとめ)

1号窯は全長約8mの規模が推定でき、約2／3程度の窯体が残存している。灰原や窯跡に関連する溝等の遺構も確認できる。出土遺物から10世紀頃の操業と見られる。2号窯は、燃焼部と見られる窯体が検出され、大半が用地外へ延びると見られる。灰原層は侵食により消失している。出土遺物から8世紀前半頃の操業と見られる。3号窯は、昭和43年に窯体が本発掘調査されているが、灰原等の周辺の遺構が未調査であったために、新たに調査を実施し、15トレンチ付近で灰原の堆積層を確認した。出土遺物から2号窯と同じく8世紀前半の操業と見られる。

4号窯は、全長5～7m程の規模が推定できる。燃焼部から焼成部、窓道部と見られる窯体を検出したが、窯体全体の2／3程度の部分が残存していると見られる。出土遺物から、9世紀前半の操業が想定できる。

以上、すべての窯跡で遺構・遺物がほぼ良好に残存していると見られることから、標記事業に先立ち文化財保護法に基づく保護措置が必要である。



図26 調査位置（「白峰山」）

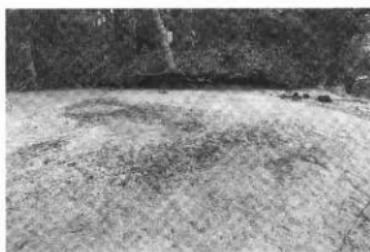


写真33 1号窯灰原検出状況



写真34 4号窯体検出状況

番号	窯名	面積 (m ²)	遺構	遺物	所見
1	1号窯	2.5	灰原、溝1	須恵器	表土直下で灰原を検出。溝は窯に伴う建物の排水溝の可能性有。
2	1号窯	3.5	窯体	須恵器	窯体は燃焼部と見られる。幅約1m、深さ0.3m程の残存が確認できる。
3	1号窯	1	窯体	須恵器	表土直下で煙出部を検出。
4	1号窯	40	灰原、溝1、落ち込み1	須恵器・サヌカイト片	トレンチ全域で灰原を検出。灰原は層厚0.3m程を測る。溝は窯に伴う建物の排水溝の可能性有。
5	2号窯	2	包含層	須恵器	須恵器を多く包含する砂層下位で地山層を検出。灰原層は既に侵食されている。
6	2号窯	3	包含層	須恵器	5トレンチと同じ。
7	2号窯	2.5	包含層	須恵器	5トレンチと同じ。
8	2号窯	1	包含層	須恵器	5トレンチと同じ。
9	2号窯	10	窯体	須恵器	用地境界となる斜面部に窯体を検出。窯に伴う焚口部の堆積層は侵食されているが、窯体はほぼ完存している。
10	-	4	-	須恵器	表土である砂層の直下で地山層検出。
11	-	3	谷地形	-	地表面下約1mにわたって谷地形の埋没土を確認。
12	3号窯	3	包含層	-	表土下約0.3mで地山層を検出。
13	3号窯	3	-	-	表土下約0.3mで地山層を検出。
14	3号窯	2	-	-	表土下約0.3mで地山層を検出。
15	3号窯	3	灰原	須恵器・サヌカイト片	層厚0.3m程の灰原層が残存。
16	4号窯	23	窯体、灰原、柱穴2	須恵器	表土直下で窯体の約1/2を検出。検出した範囲では、床面のみが残存する。窯体は2回以上の補修を受けている。灰原は0.1m程の層厚を測る。
17	4号窯	4	窯体	-	表土直下で煙出部を検出。奥壁が僅かに残り、煙出部は燃焼部から急激に窄まる形態をもつ。
18	4号窯	2.1	包含層	須恵器	灰原の堆積層は既に侵食されている。
19	4号窯	1.5	-	-	灰原の堆積層は既に侵食されている。

表13 トレンチ一覧

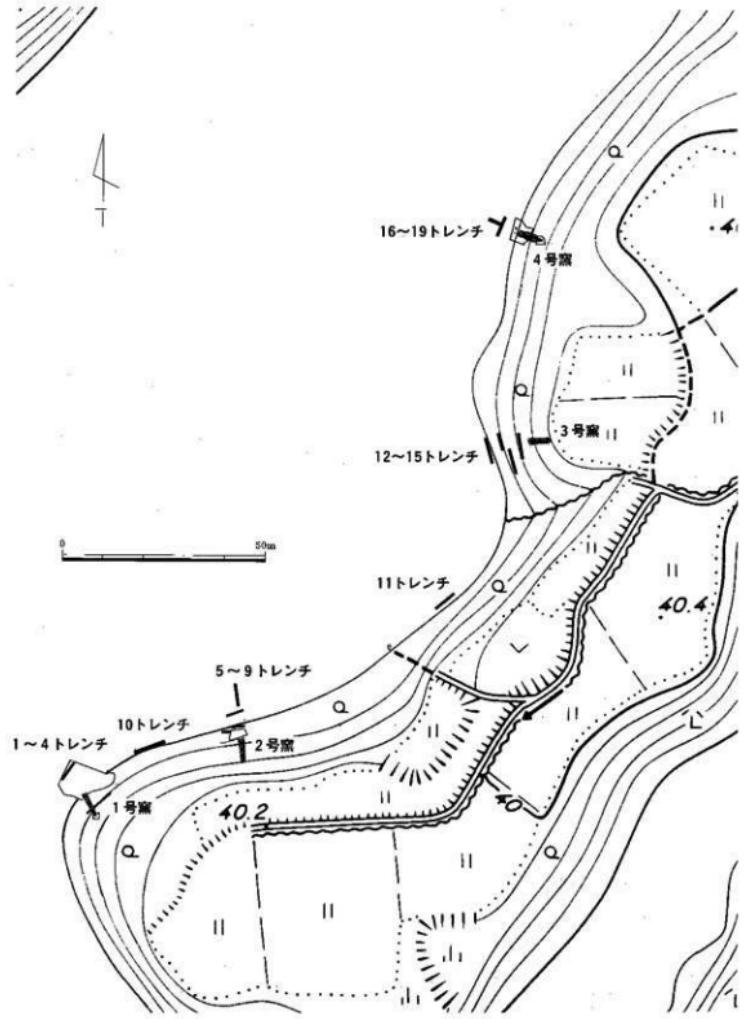


図27 トレンチ配置図

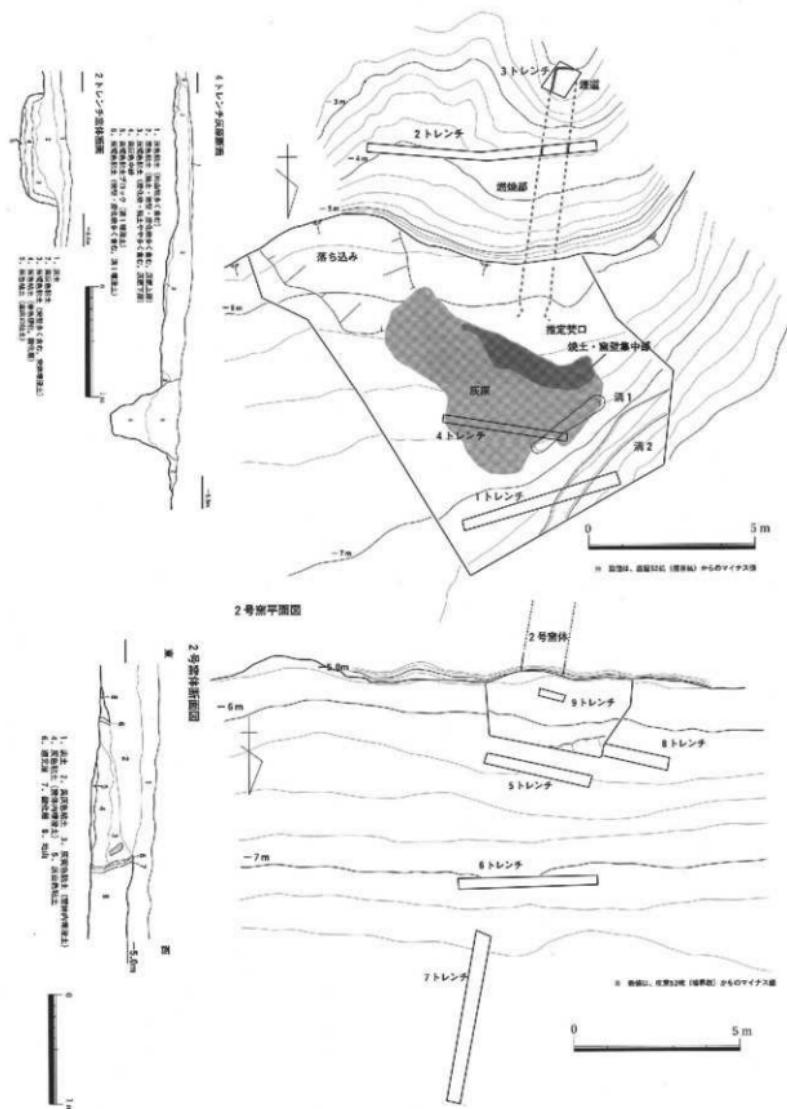


図28 1号窯及び2号窯平・断面図

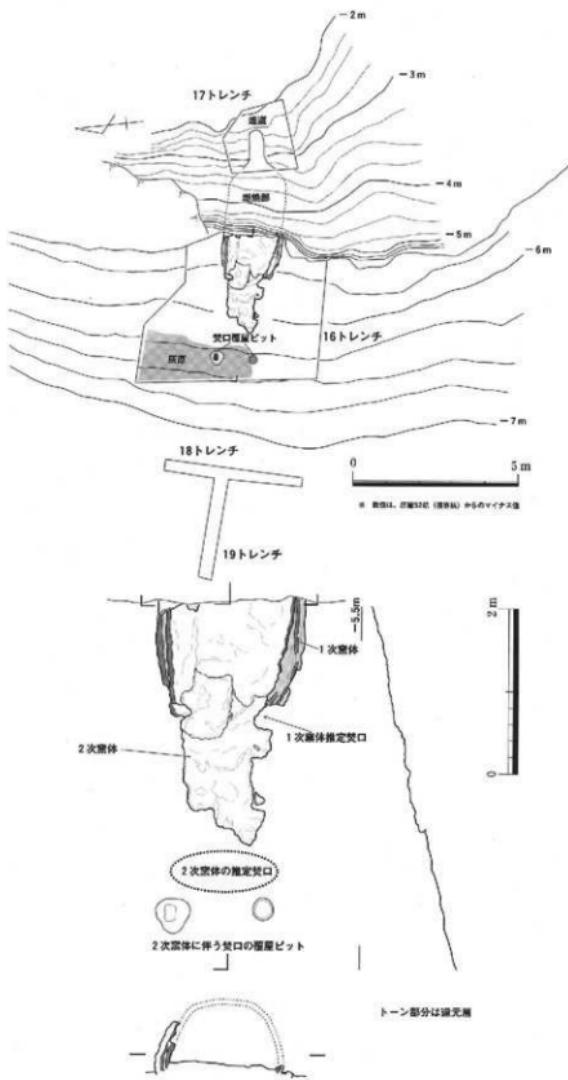
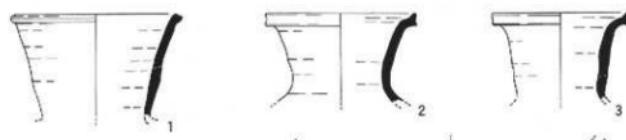


図29 4号窯平・断面図



0 10cm

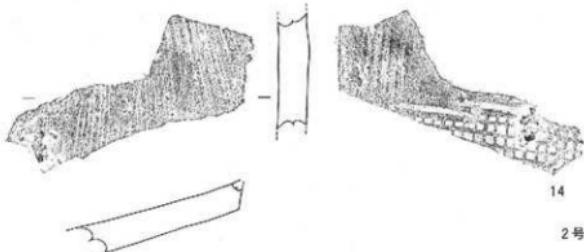
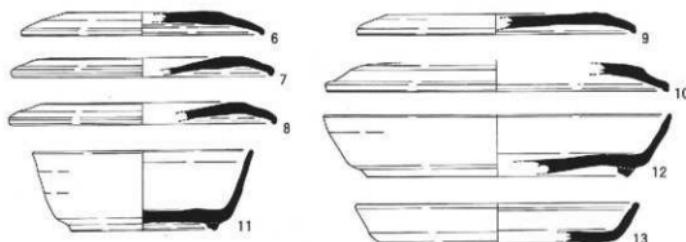
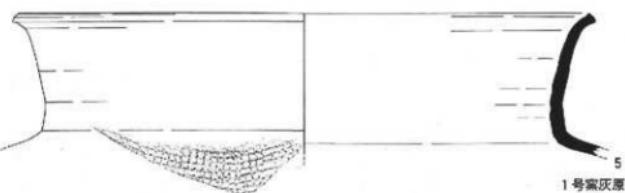


図30 出土遺物 その1

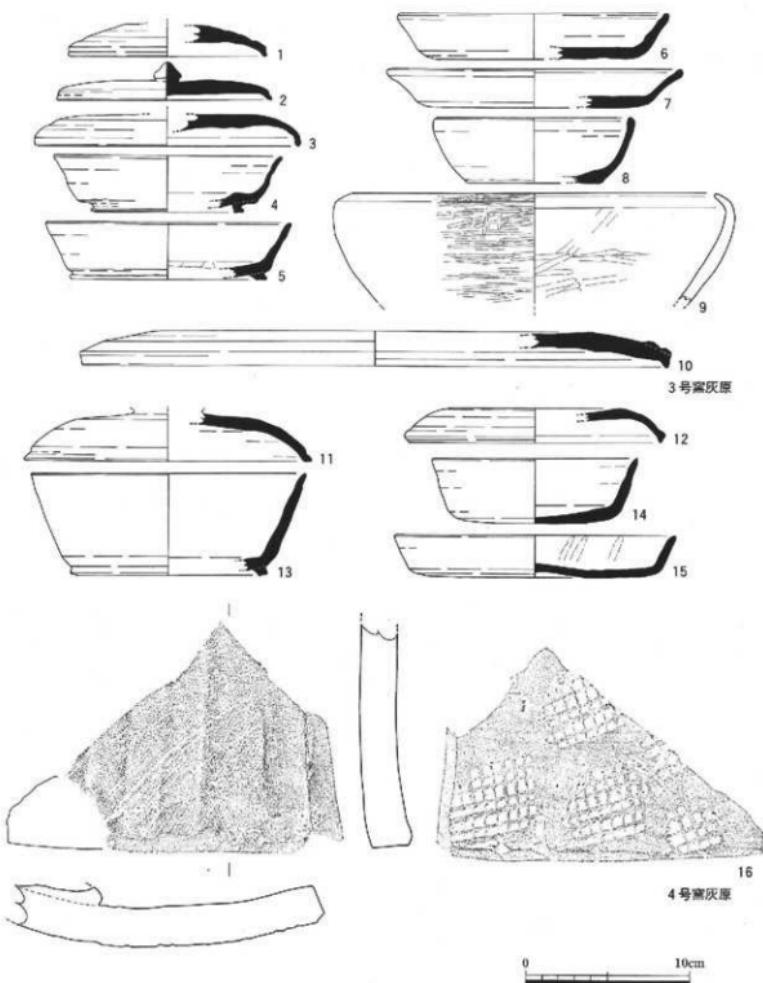


図31 出土遺物 その2

第5章 農政事業予定地内の調査

(1) はじめに

農政事業等に伴う埋蔵文化財の保護については、主に大規模な事業面積が計画された県営は場整備事業や広域農道整備事業について事前協議の対象としている。試掘調査で包蔵地が確認された場合は、事業者に対して盛土や路線変更などの設計変更による現状保存を要請している。

今年度については、経営体育成整備事業（山田・北地区）、農村振興総合整備事業（引田地区）、県営ため池等整備事業（南池）、県営ため池等整備事業（政所池）、広域農道整備事業（西讃南部地区）の6事業について、試掘・確認調査を実施した。

(2) 調査の概要

経営体育成整備事業（山田地区・北地区）

(位置と経緯)

調査対象地は、高位段丘面であり、現況は棚田状の水田として利用されている。基盤整備事業の設計等により地形を削平することが予定されている箇所を中心にトレンチを設定した。

(調査の結果及びまとめ)

・山田地区

1トレンチで大溝が確認されている。位置関係から見て、この大溝は隣接する西末則遺跡で確認された弥生時代終末期の大溝の延長部分と捉えることができる。低位段丘を灌漑すること目的とした用水路と見られる。

・北地区

現況で、10トレンチの箇所（1234番地）と11・12トレンチに隣接した箇所（1269-2番地）には、土盛による塚が存在している。10トレンチの塚は、長さ2m高さ1mを測るが、主体部などの内部施設が存在しないことから比較的近年の所産と見られる。11・12トレンチに隣接する塚は、長さ4m高さ2m程を測るもので、上面に凝灰岩製の五輪塔が据え置かれている。周溝等は確認できなかったが、現状の規模や石造物の存在から見て、中世段階に構築された塚と考えられる。

7、14トレンチの箇所では、中世期の土師質土器片を含む遺構を多く確認した。掘立柱建物を主体とした同時代の集落が存在していると考えられる。13トレンチで遺構・遺物が確認できないことや、7トレンチ南側地盤の現地表面の比高差などを考慮すると、集落の範囲は7、14トレンチの箇所に限られる。

以上の結果から、山田地区の1トレンチが所在する1661-1番地の一部については、西末則（にしそく（にしそく））遺跡の範囲に含める。北地区的11・12トレンチに近接する1269-2番地の塚は、本村北塚（ほんむらきたづか）として、7・14トレンチが所在する996-1番地については井手上（いでのうえ）遺跡として、事業実施に先立ち文化財保護法に基づく保護措置が必要である。



図32 調査位置（「滝宮」）

番号	規模 (m)	遺構	遺物	地形・土層堆積状況
1	9.5×1	大溝 1	弥生土器	地表面から0.6m下に灰色粘土の地山層があり、トレンチ南部で大溝を検出。
2	6×1	-	-	耕作土下位に0.6m程の造成土があり、後世の地形改変を受けていると見られる。深度0.9m。
3	10×1	-	-	耕作上下位に0.5m程の造成土があり、後世の地形改変を受けていると見られる。深度11m。
4	2×1 2×1	-	-	トレンチ全体が谷地形に相当する。
5	12×1	-	-	耕作土直下で地山層に到達。削平顯著。
6	13×1	柱穴 2	-	耕作土・床上直下に地山層があり、トレンチ北部で灰褐色粘土で埋まる柱穴を2基確認。
7	16.5×1	柱穴12, 溝4, 土坑1	土師質土器	耕作土・造成土・灰黄色粘土を経て地山層に至る。遺構面までの深度は、トレンチ西部では0.6m、東部では0.45mを測る。トレンチ全域で柱穴や溝を中心とした遺構を確認。
8	10×1	-	-	耕作土直下で地山層に到達。削平顯著。
9	10×1	-	-	耕作土直下で地山層に到達。削平顯著。
10	2×2	-	-	小規模な土盛による塚が存在する。内部施設は存在しないことから、比較的近年の所産と見られる。
11	5×0.5	-	-	塚の隣接地に設定。耕作土直下で地山層が現れ、塚に伴う周溝等は存在しない。
12	5×0.5	-	-	11トレンチと同じ。
13	12×1	-	-	耕作土ほぼ直下で地山層に到達。削平顯著。
14	8×1	柱穴 4	土師質土器	トレンチ全域で柱穴を確認。7トレンチで確認した遺構と関連するものと見られる。

表14 トレンチ一覧

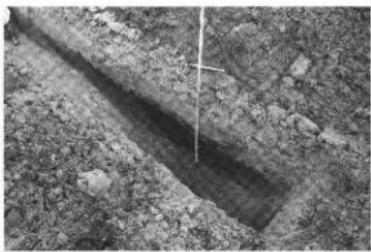


写真35 1 トレンチ大溝検出状況(西末則遺跡)



写真36 7 トレンチ遺構検出状況(井手上遺跡)

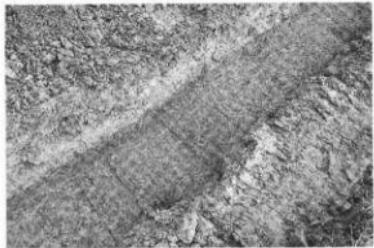


写真37 7トレンチ遺構検出状況(井手上遺跡)



写真38 7トレンチ遺構検出状況(井手上遺跡)



写真39 7トレンチ遺構検出状況(井手上遺跡)

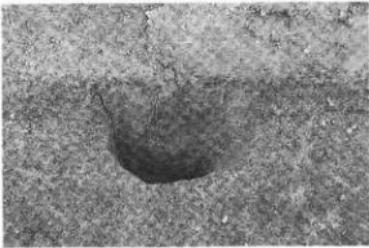


写真40 7トレンチ柱穴断面(井手上遺跡)



写真41 10トレンチの塹の断面



写真42 11トレンチ全景(奥に本村北塹)

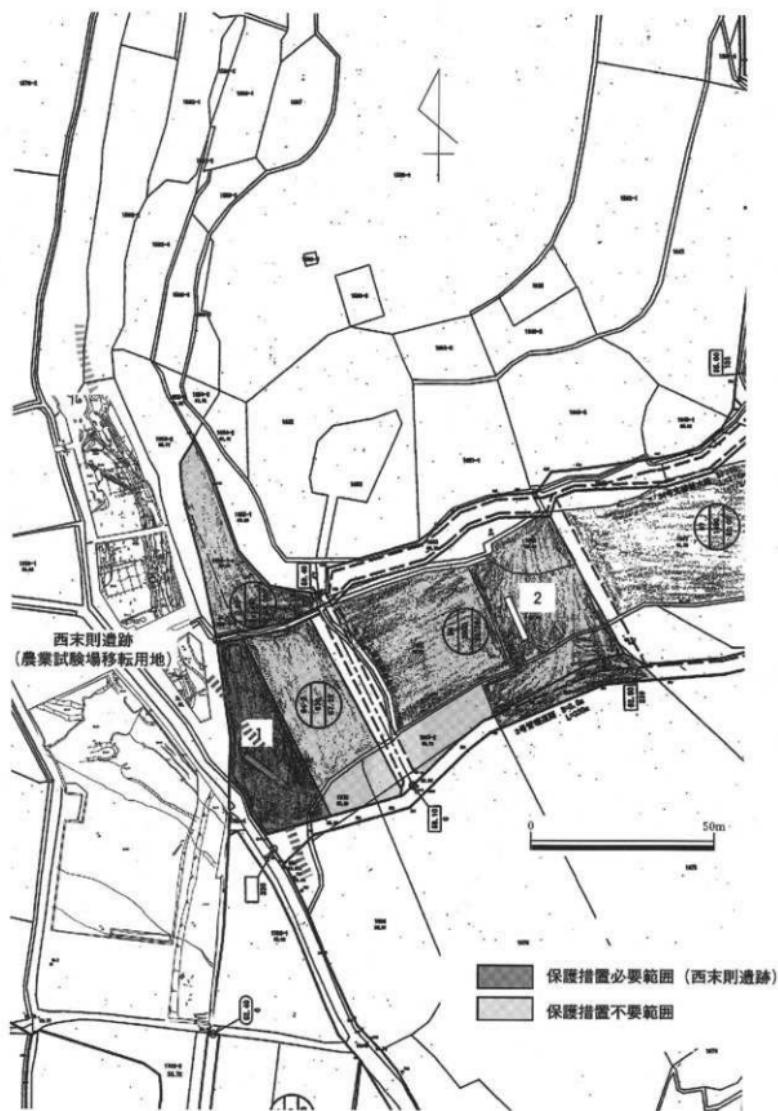


図33 トレンチ配置図（山田地区）

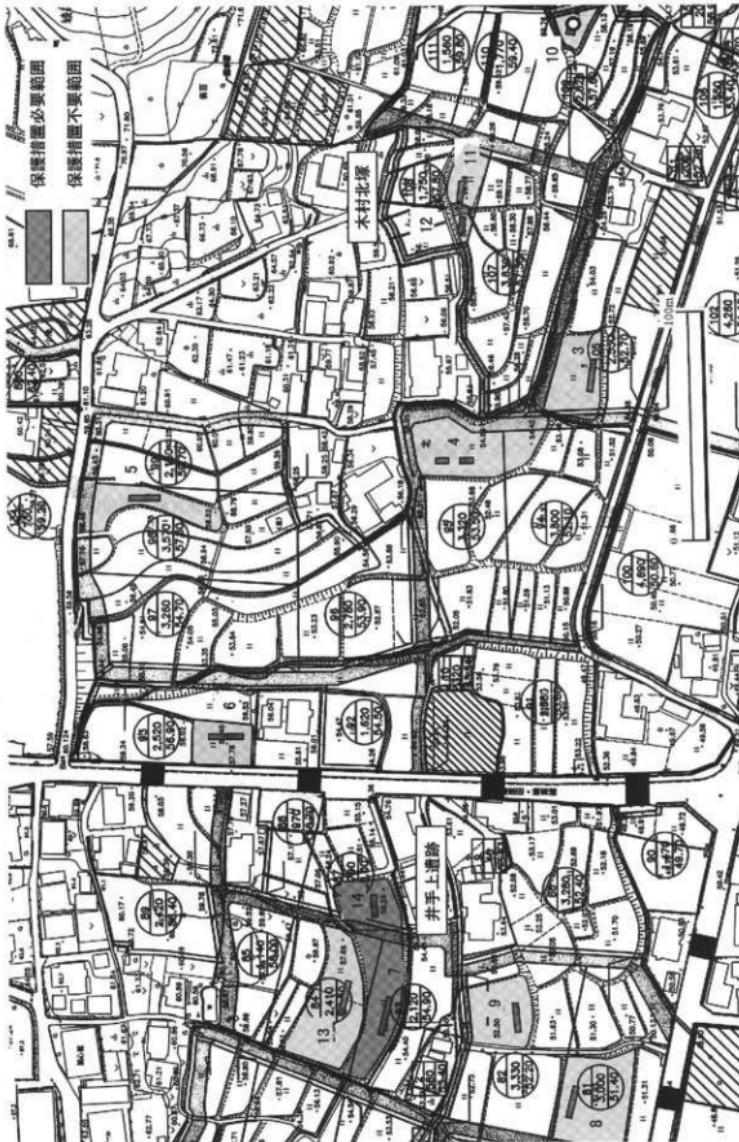


図34 トレンチ配置図

農村振興総合整備事業（引田地区）

（位置と経緯）

事業予定地は、条里型地割が良好に遺存する谷底低地である。本事業の対象総面積は約50haに及ぶ広大なものである。今年度は、平成19年度着手予定の9.7haについて東讃土地改良事務所と協議を行い試掘調査を実施した。

（調査の結果及びまとめ）

すべてのトレンチにおいて、中世から近世段階と見られる厚い水田耕作土が存在し、地表面から1m掘削しても地山層が確認できない程、厚い堆積層が認められた。隣接する川北遺跡の調査成果や、県道徳島引田線予定地の試掘調査結果を参照すると、造構面は1m以上の下位に深く埋没しているもの考えられる。特に1～5トレンチは、現小海川の溢流堆積物の影響もあり、造構面が深く埋没していると考えられる。これより下層については、基盤整備事業による掘削が及ばないことや調査後の埋め戻し等を考慮し、確認行為は行っていない。5トレンチの旧水田耕作土から少量の土師質土器が見られるものの、中世以降における調査対象地周辺は、主に水田として土地利用されたと考えられ、文化財保護法に基づく保護措置は不要である。



図35 調査地位置（「引田」）



写真43 調査地全景



写真44 1トレンチ全景